

柏市立児童相談所設置に関する懇談会

第 2 回

令和元年 7 月 1 9 日
柏市

《次第》

1 開会

2 資料説明について（資料 1）

- (1) 一時保護について，一時保護所の設置類型 スライド1～2
- (2) 新しい社会的養育ビジョン，一時保護ガイドライン スライド3～7
- (3) 一時保護所の外部評価報告書 スライド8
- (4) 一時保護所の現状等 スライド9～14
- (5) 市が目指す一時保護機能の方向性と検討テーマ等
スライド15～18

3 委員からの説明（資料 2～資料 4）

4 意見交換

1. 一時保護について

■ 一時保護の目的（児童福祉法第33条1項）

児童相談所長が必要と認める場合には……………（略）……………

児童の一時保護を行い又は適当な者※（児童福祉施設、里親、医療機関、警察署等）に委託して当該一時保護を行わせることができる。

一時保護所は必置の施設ではなく、任意設置の施設となっているが、児童相談所設置団体は全て一時保護所を設置している。

■ 一時保護所の性質（児童福祉法施行規則第35条）

児童を一時保護する施設の設備及び運営については、児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準の規定が準用されることとしており。（略）

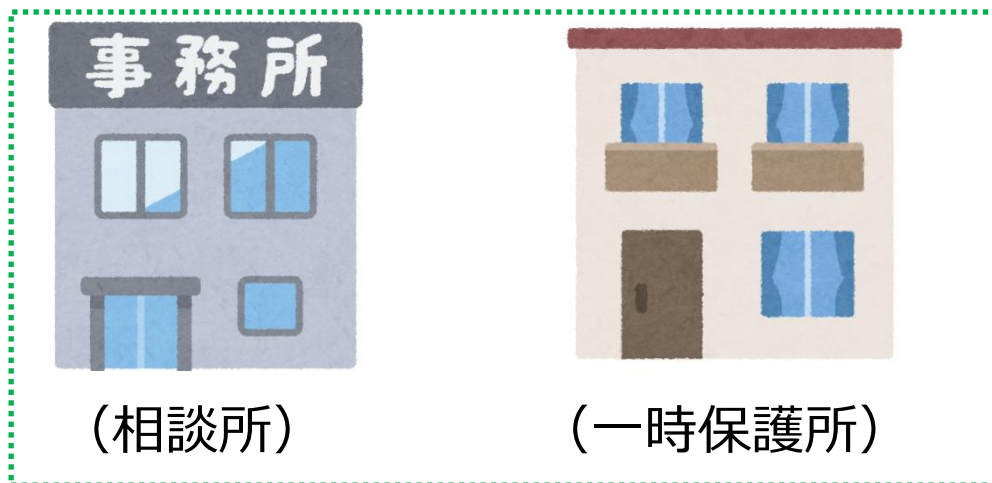
一時保護所は児童福祉施設の基準が準用される施設

■ 一時保護とショートステイの違い

行政が相手方の申請に基づかずに行う処分であるため、利用者負担は発生しない。
（ショートステイは申請に基づく支援サービスであり、利用者負担が発生する）

2. 一時保護所の設置類型（併設型と分離型）

■ 併設型



同一敷地内に相談所，一時保護所が併設されている設置団体の例

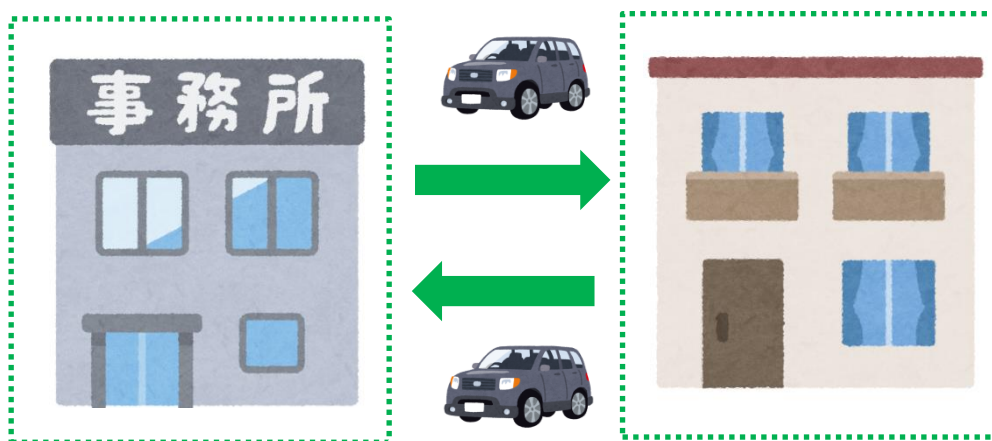
【メリット例】

- ・相談所と一時保護所が近いことで連携がしやすい。

【デメリット例】

- ・子どもの秘匿性が十分に確保できない。

■ 分離型



同一敷地外に相談所，一時保護所が分離独立設置されている団体の例

【メリット例】

- ・子どもの秘匿性を確保できる。

【デメリット例】

- ・相談所と連携するのに時間を要する

3. 新しい社会的養育ビジョンの一時保護のあり方

【基本的な考え方】

- ・一時保護は子どもを一時的に養育環境から切り離す行為であり、子どもにとっては養育環境の急激な変化を伴う、精神的な危機的状况をもたらす可能性が高い。
- ・一時保護の場を提供する一時保護所等は、子どもによっては福祉的支援と初めて出会う場になることも少なくない。

⇒ 子どもにとっての一時保護の意味を十分に考慮に入れた、子どもに安心感をもたらすような十分な共感的傾聴を基本とした丁寧なケアが必要

- ・一時保護から養育者の元に帰る子どもにとって、一時保護された場所が家庭生活で虐待などの問題が再発した場合には助けを求める対象となるよう子どもが信頼感を持つことができるケアの提供が必要
- ・一時保護から代替養育へ移行する子どもには移行に対する不安などの情緒的反応への手当やそうした移行が必要であることを納得するための十分な説明などが必要

⇒ 現在の一時保護は閉鎖的空間で行われ、着の身着のまま保護された子どもの生活の質を担保する支弁も限られ、丁寧なケアを行うには人員配置も課題

・ 学校への通学を行うことができないことが多く、学習権にも課題

・ 全国どこにいても子どもの権利が守られる一時保護において必要なケアが提供される一時保護の早急な改革が必要

4. 一時保護ガイドラインについて①

○ガイドラインの目的

- ・子どもを一時的にその養育環境から離す一時保護中においても、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である。
- ・このため、本ガイドラインは一時保護に関して指摘されている問題解決に向け、自治体や関係者が進むべき方針を共有し、一時保護を適切に行い、実行ある見直しを進めることを目的としている。

○一時保護の目的と性格

- ・児童福祉法に基づく一時保護の目的（子どもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は子どもの心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため）及び一時保護の判断を行う場合は、子どもの最善の利益を最優先に考慮する必要があることを記載

○一時保護のあり方

- ・一時保護期間中は子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援を検討する期間となる。
- ・一時保護を行うに当たっては、子どもや保護者の同意を得るよう努める必要があるが、子どもの安全確保が必要な場合は、子どもや保護者の同意がなくとも躊躇なく保護を行うべき。

5. 一時保護ガイドラインについて②

○一時保護のあり方（つづき）

- ・一時保護の有する機能として、子どもの安全確保のための『緊急保護』と子どもの心身の状況等を把握するために行う『アセスメント保護』がある。このほか一時保護の機能として、短期間の心理療法、カウンセリング等を短期入所指導がある。
- ・一時保護の期間は一時保護の目的を達成するために要する必要最小限の期間

○緊急保護

- ・虐待等により子どもを家庭から一時的に引き離す必要がある場合等、子どもの安全を確保するために行う。
- ・子どもの自由な外出を制限する環境で保護する期間は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、子どもや保護者等の状況に応じ、2週間以内など定期的に検討する。

○アセスメント保護

- ・子どもの適切・具体的な援助指針を定めるため、一時保護による十分な行動観察等を含む総合的なアセスメントを必要な場合に行う。アセスメントは子どもの状況等に適した環境で行う。

6. 一時保護ガイドラインについて③

○子どもの権利擁護

・一時保護中の子どもの意見表明や相談体制，不服申し立て等の権利擁護のための仕組みに関すること，外出・通信・面会・行動等を制限する場合の留意事項，被措置児童等虐待の防止等について記載

○一時保護の環境及び体制整備等

・必要な一時保護に対応できる定員を設定し，地域の実情に合わせて，委託一時保護の活用等も含め，一人一人の子どもの状況に応じた対応ができるよう，一時保護の環境整備や体制整備を図る。この際，里親家庭，一時保護専用施設などで，可能な場合には，子どもの外出や通学ができるような配慮を行えるようにする。

○一時保護の手続き

・一時保護の開始，継続（※），解除の手続き及び留意事項等について記載
※平成29年の児童福祉法及び児童虐待防止法による家庭裁判所に対する引き続いての一時保護の承認の申し立てを含む。

○一時保護生活における子どもへのケア，アセスメント

・一時保護において子どもの安全を確保して安心感を与えるケアを行えるよう，初期から解除時までの一時保護における対応，性被害を受けた子ども等特別な配慮が必要な子どもに対するケア，ケアを通じたアセスメントに関する事項，留意事項等も記載

7. 一時保護と一時保護施設のあり方

	一時保護	一時保護施設
目的	①緊急保護・・・安全を迅速に確保	精神的に危機的状況に陥らぬ「安心感」
	②アセスメント保護・・・心身状況把握	再発時に助けを求められる「信頼感」
	③短期入所・・・心理療法, カウンセリング	代替養育以降に向けた手当や説明
あり方	<ul style="list-style-type: none"> ○安全確保へ躊躇のない保護 ○必要最小限の期間 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの状況に応じた対応 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもと関わり寄り添う ・子どもや家庭への支援を検討
課題	<ul style="list-style-type: none"> ○支援と介入の役割分担 (保護者への指導機能をどちらで担うか) 	<ul style="list-style-type: none"> ○生活の質の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・丁寧なケアへの人的配置 ○制限への留意 <ul style="list-style-type: none"> ・学習権の保障

※「新しい社会的養育ビジョン」及び「一時保護所ガイドライン」等から

8. 一時保護所における外部評価例

○事例：横浜市における外部評価報告書（H30年度）

・評価方法

一時保護所の自己評価，子どもによる評価，外部委員による評価

・評価結果における主な提案事項

①子どもの権利擁護

スーパーバイズができる立場の職員を専任配置できるよう検討が必要

職員研修等において子どもの権利擁護に結びつけながら取り上げる手法の検討

②子どもの特性に応じた適切な援助

公平・平等に子どもと接する姿勢は理解できるが，愛着形成の重要性を踏まえ

職員と子どもたちとのスキンシップに検討が必要

現在の施設は個室が不足しているため，個別対応に必要な子どもは個室での対応ができるよう対応が必要

③学習援助・教育への配慮

子どもの学習権に不利益が生じないように，児童福祉司と連携し，学校とのつながりが途切れないような取り組みが必要

④安全で快適な生活

プライバシーを守ることができる空間として，個室を確保できるよう検討が必要

など

9. 一時保護所の設置・運営

■ 運営を行うに当たり、2つの相反する空間を持つ一時保護所

回復支援のための居住空間	管理のための居住空間
地域の社会資源へのアプローチ	部外からの秘匿性
生活に屋外空間を取り入れる	無断外出の防止と加害親の侵入遮断
自立的・自律的な生活の経験	職員等による管理
プライバシーや個別空間の確保	共同生活，死角のない構造
守られている安心・安全感 刺激の低減化	周囲からの遮断，音・情報の遮断

出典：阪東美智子・大崎元（2016）「一時保護所の建築設備についての実態と課題」
和田一郎編著「児童相談所一時保護所の子どもと支援」明石書店

10. 一時保護所の居住空間における課題

日中は男女別処遇か否か

- ・完全 別ケア 階数やフロア, 別棟による分離
 - ・基本 別ケア 自由時間の接点はないが, 食堂や学習室で顔を合わせることがある。
 - ・男女混合ケア 自由時間の接点 (リビング等共有)
- そもそも一時保護中に男女の交流は必要か
(大都市部の一時保護所からの調査回答)
- 男女混合だが, 適宜注意を促し問題を回避
(中核市の一時保護所からの調査回答)

個別処遇を行う居室があるか

- 深夜等緊急入所時, 混合処遇の危機回避, 不穏時, 感染症対策として個別処遇を行う居室は重要
- なし
 - 1居室設置
 - 男(女)児各1居室
 - 男(女)児各複数居室
- ※その場合の職員配置等

動線の重要性

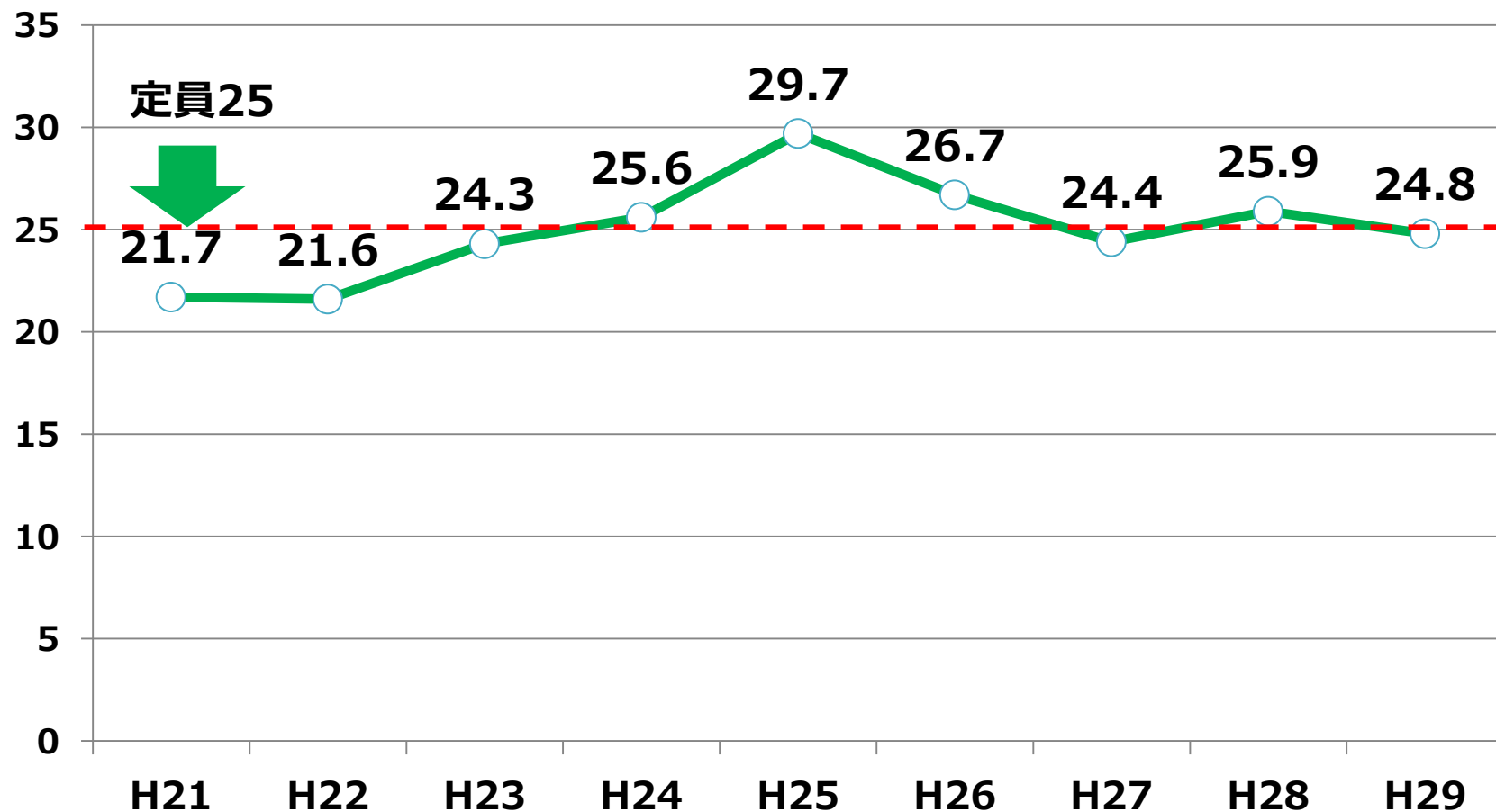
- ・深夜の身柄付き非行ケース等いきなり居室に入れられない。1階に専用の畳スペース等があると便利
- ・浴室に行く動線男女交差しない方がよい

都市型一時保護所の留意点

- ・高層階は危険 (逃げることを想定)
- ・低層階の場合, 近隣マンションからの視線配慮
- ・運動できるスペース確保, 音の遮断

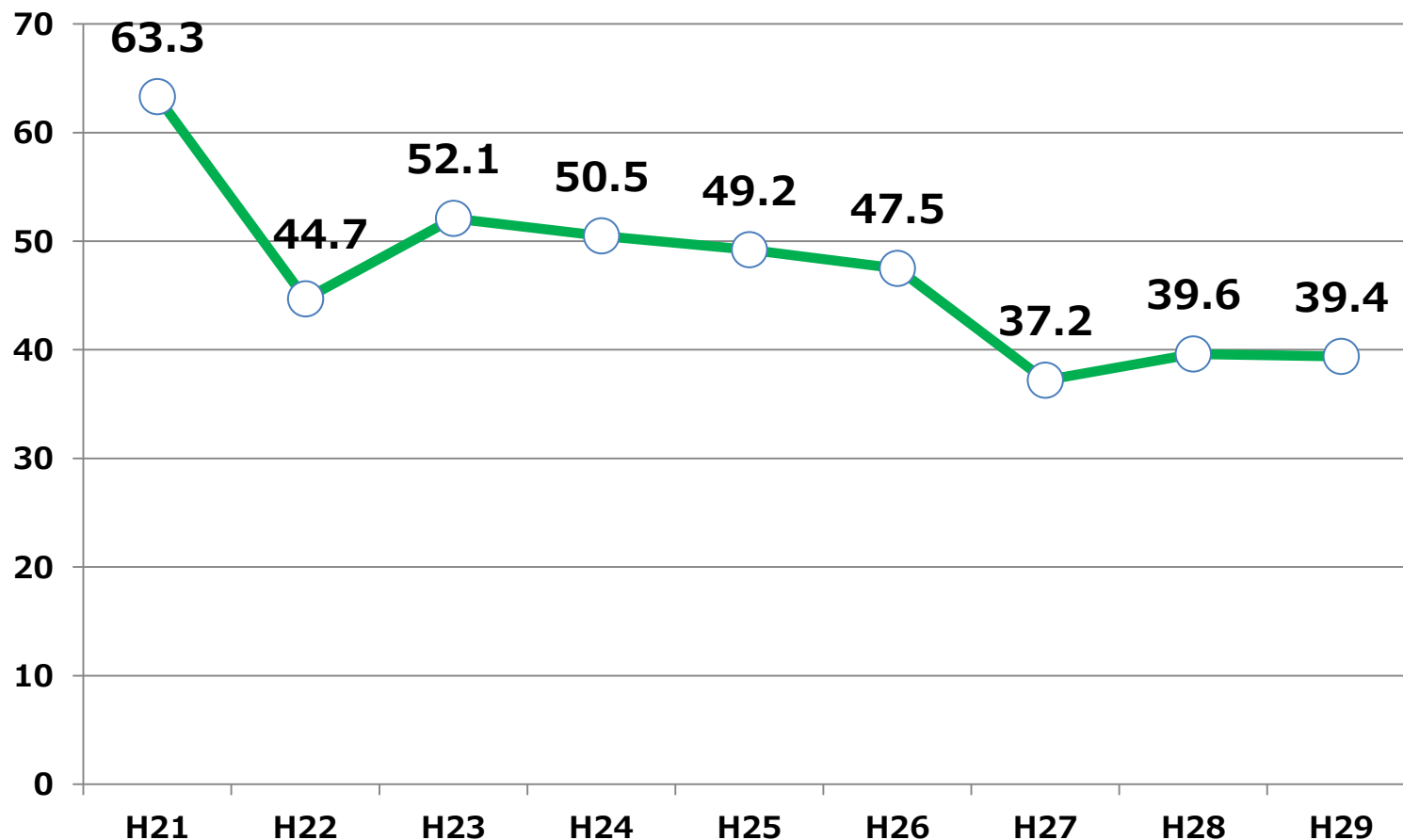
1 1. 一時保護所の現状について①

■ 一日平均保護人数の推移（柏児童相談所全体）



1 2. 一時保護所の現状について②

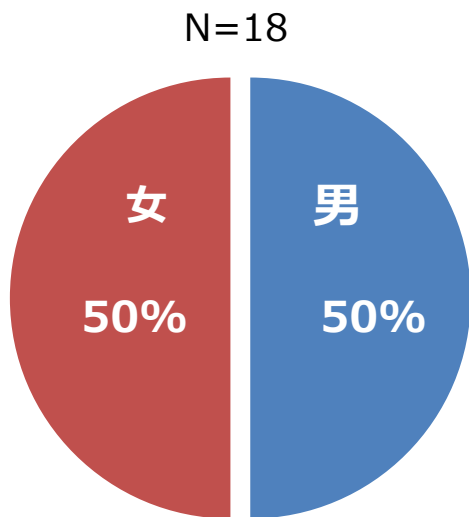
■ 一人当たり平均保護日数推移（柏児童相談所全体）



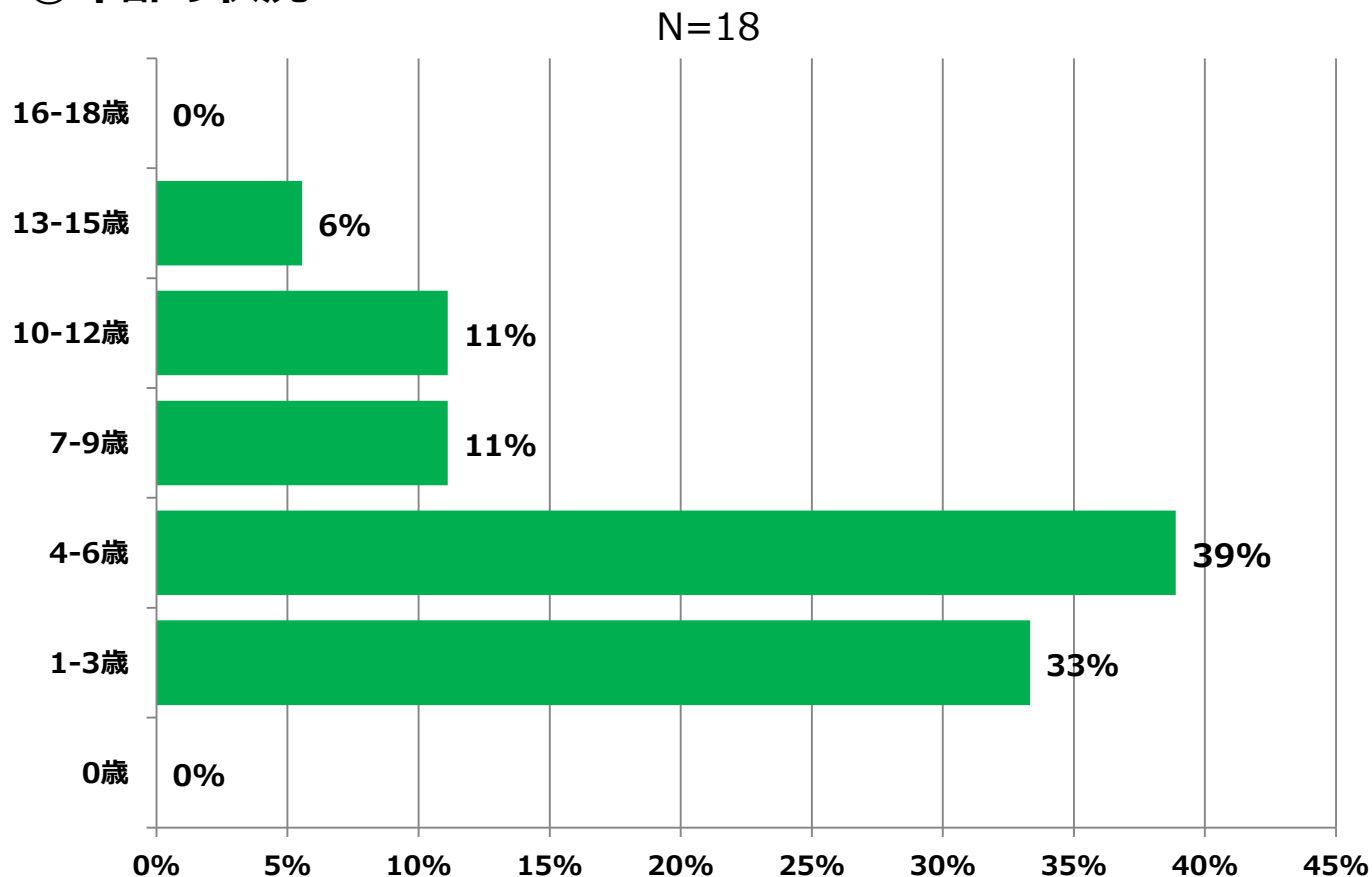
1 3.一時保護所の現状について③

■ 一時保護所における市の保護児童（令和元年5月末現在）

① 男女比の状況



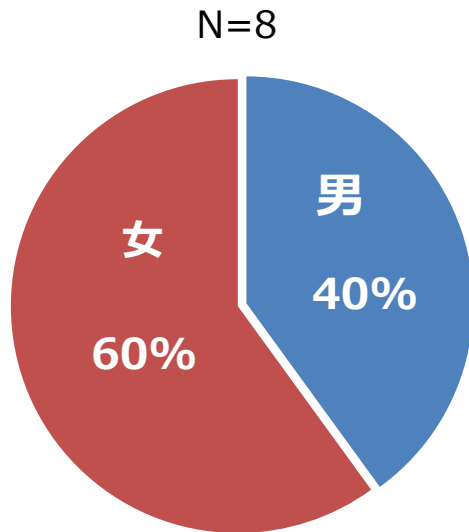
② 年齢の状況



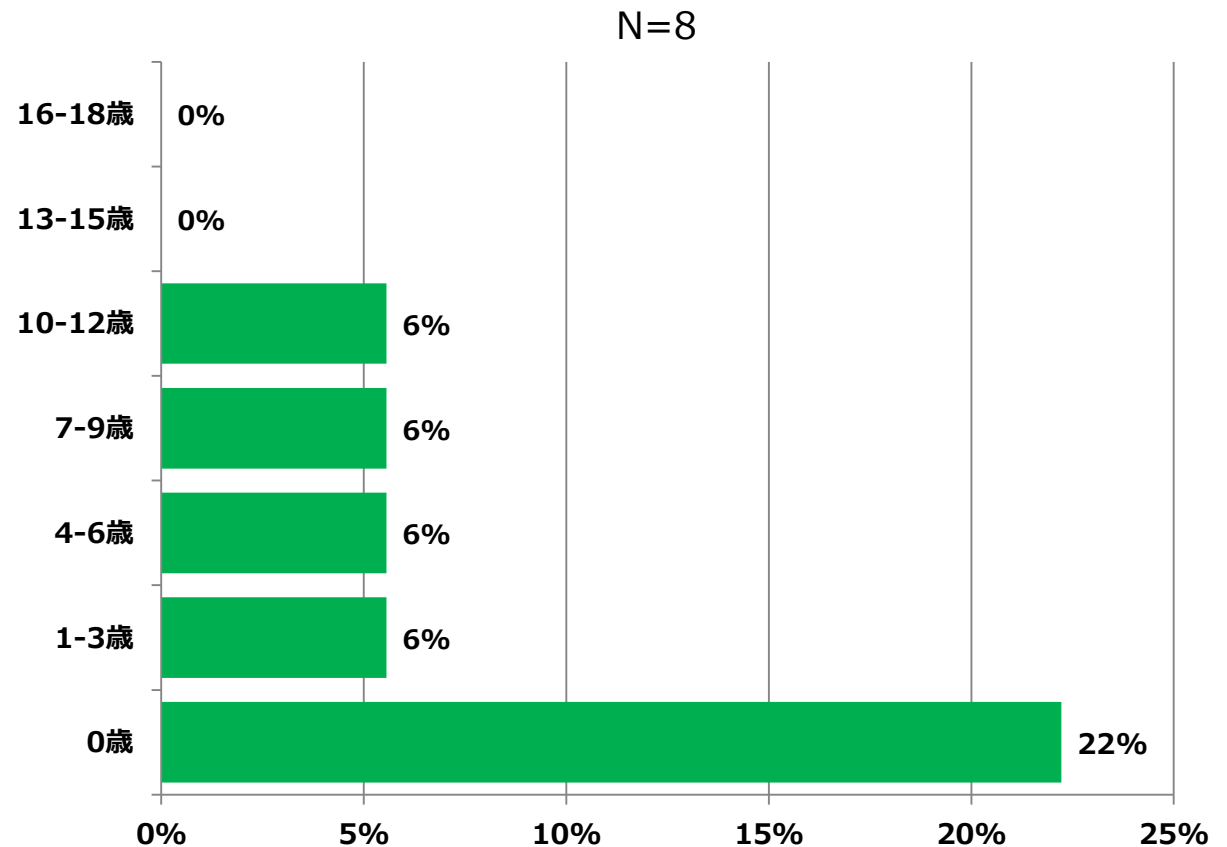
1.4.一時保護所の現状について④

■一時保護委託における市の保護児童の状況（令和元年5月末現在）

①男女比の状況



②年齢の状況



15.市が目指す方向性と検討テーマ

■ 目指す方向性

子どもの権利を守ることを第一に、家庭での養育を目指しつつも、止む無く一時保護を行う場合には、躊躇なく権限行使を行うことや一時保護を行う施設（委託も含む）のあるべき姿を検討するもの

■ 検討が必要なテーマ

① 一時保護機能に必要な組織体制

- ・一時保護，一時保護解除における意思決定の流れと判断基準
- ・一時保護機能の適切な行使を確保するための組織
- ・休日，夜間への対応

② 一時保護機能に必要な施設のあり方

- ・子どもの人権を守ることができる施設に必要なこと
- ・年齢や内容に合わせた一時保護機能
- ・児童の処遇（生活形態，子どもの学習権等）
- ・一時保護所に付加すべき機能

16.子どもの状況に合わせた一時保護機能

0歳

1歳~

小学生

中学生

高校生

一時保護

一時保護委託

一時保護所

- ※連れ戻し等の可能性が有る場合一時保護所を優先（他の対処法はあるか）
- ※非行グループ等の保護など、同一施設に保護する場合の課題はあるか

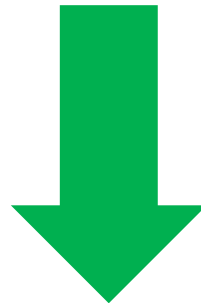
一時保護委託

- ※特に学齢期の子ども達は、通学できるよう一時保護委託がよいか
- ※市内の一時保護委託で問題は生じないか、年齢や保護理由で検討すべきこと等

【論点】

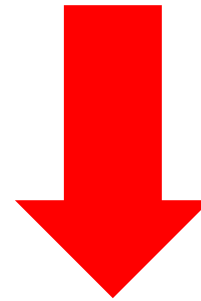
- ・保護者に対する支援サービスの必要性（指導的機能を含む）
- ・在宅支援サービスの拡充等はないか

保護解除



市としては、在宅支援により対応できるケースについては、極力家庭による養育を今後も目指したい。

施設措置等



【論点】

- ・保護者との対立が想定されるが必要な対応するための体制
- ・社会的養護の十分な受皿（次回詳細を検討）

- ・止む無く施設措置等の必要がある場合、原則2か月以内の判断が必要
- ・子どもにとって最善の利益を確保するための体制を検討

17. (参考) 福岡市組織体制事例

こども総合センター所長
※所長：医師

こども緊急支援課
※課長：弁護士

こども支援課

こども相談課

教育相談課

虐待の初期対応

養護・非行
育成・障害相談

心理診断・ケア
一時保護所運営

いじめ・不登校等
の教育相談

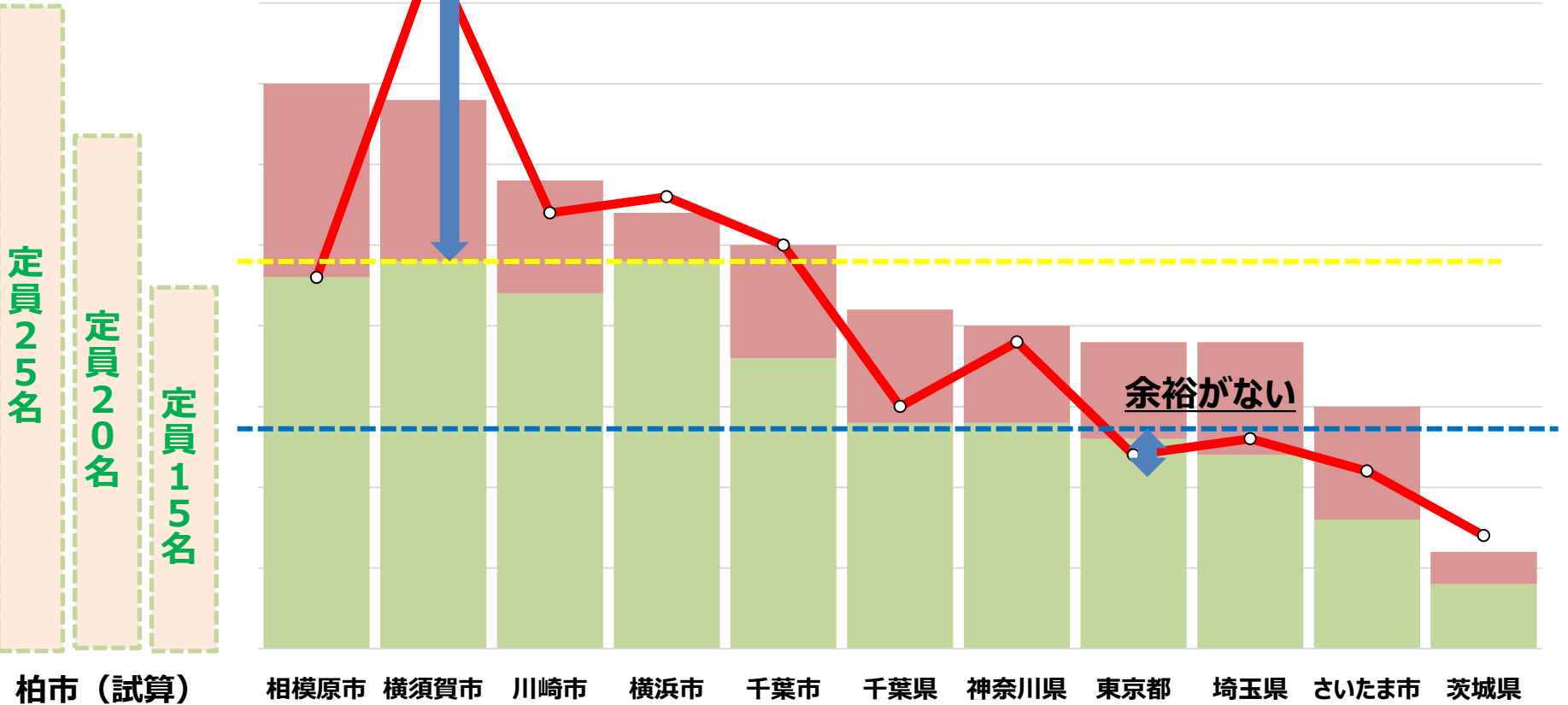
【特徴】

- ・初期対応の長に正規職員として弁護士を配置
⇒一時保護の判断を行うに当たり、法的裏付けとなる知識を組織で共有し、躊躇なく一時保護ができる
(強く保護を反対する保護者への対応を含め職員のメンタルヘルスの確保にも資するとのこと)
- ・児童相談所を含めたこども総合センター所長に医師を配置
⇒一時保護の判断や施設入所・措置等について、医師の判断も併せて行うことによる安心感がある
(その他、係長やSV(指導的立場の職員)相当職には精神保健福祉士、保育士など幅広い分野の職員を配置し、多角的な視点でのケースワークを担保)

18. 参考：平均一時保護所・一時保護委託の状況

※団体間比較のため、児童人口により数値を標準化処理

【イメージ】



■ 平均保護人数（所内保護）
 ■ 平均一時保護人数（保護委託）
 ● 保護所定員

※算定方法⇒1日当たりの平均一時保護・一時保護委託人数を算定し、児童人口を乗じて数値を算定したもの
 ※出典：人口は平成27年度国勢調査（0-17歳人口），一時保護所件数・一時保護委託件数は平成29年度福祉行政報告例（1日平均の一時保護日数），一時保護所定員は2019年度児童相談所長研修より